# 湖西市育英授学資金貸付の手引き【令和8年度版】

#### ◆ 奨学生の資格

湖西市内に居住する方の子弟であって、品行方正、学術優秀、身体強健で、経済的理由により学費の支弁が困難と認められる学生等です。原則として、一世帯で1人とします。

# ◆ 奨学金の額

(1) 学校教育法に規定する高等学校生 月額 15,000 円以内

(2) 学校教育法に規定する高等専門学校生 月額 15,000 円以内

(3) 学校教育法に規定する大学生(短期大学生を含む。) 月額 50,000 円以内

(4) 学校教育法に規定する専修学校生(高等課程) 月額 15,000円以内

(5) 学校教育法に規定する専修学校生(専門課程) 月額 50,000 円以内

(6) 公立の職業訓練施設生 月額 15,000 円以内

# ※無利子での貸付けです。

### ◆ 奨学金の貸付期間

各学校の正規の最短修業年限

#### ◆ 受付期間

令和7年12月1日(月)~令和8年2月20日(金) ※土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く

#### ◆ 提出書類

- 1 奨学資金貸付申請書(様式第1号)
- 2 奨学生推薦書 (様式第2号)
- 3 合格通知書、入学許可証等(すでに進学校等が決定されている方)
- 4 成績証明書
- 5 本人の健康診断書

(学校で実施した定期健康診断票の写しを原本証明したものでも可)

- 6 世帯全員の住民票(マイナンバーの表示がないもの)
- 7 世帯全員の所得証明書(令和6年分)又は所得状況等関係書類の交付・請求に係る 保護者の同意書
- 8 連帯保証人の住民票(マイナンバーの表示がないもの)

#### ◆ 連帯保証人の資格

静岡県・愛知県に居住し、独立の生計を営み、保証能力を有すると認める方です。 **※保護者は不可です。** 

# ◆ 奨学生の決定

奨学資金貸付選考委員会にはかり、3月中には申請者宛に通知する予定です。 申請者が多数の場合には、希望額どおりに貸付けできない場合があります。 奨学生の資格等に問題がある場合は、奨学生として選定されない場合があります。

#### ◆ 奨学金の貸付け

毎月10日(金融機関が休みの時は前営業日等)に奨学生本人の銀行口座(静岡銀行のみ)へ振り込みます。

#### ◆ 奨学金の返還

貸付けを受けた奨学金は、卒業又は奨学金を必要としなくなった時(退学等)から1年を経過した後、返還していただきます。

毎月25日(金融機関が休みの時は翌営業日等)に奨学生本人の銀行口座(静岡銀行のみ)から振り替えます。

月額 30,000 円以上の貸付けを受けた方・・・月額 20,000 円返還となります。 月額 15,000 円の貸付けを受けた方・・・・月額 15,000 円返還となります。

#### ◆ 金融機関

貸付け・返還ともに静岡銀行本支店に限ります。

#### ◆ 他の奨学金との併用について

給付型の奨学金との併用はできません。ただし、「豊田佐吉翁奨学金」、「村田光雄奨学金」及び「湖西市看護師養成修学資金」の併用は可能です。

書類の提出先及び問い合わせ先 湖西市教育委員会 教育総務課 (湖西市役所 3階) 【電話 053-576-4792】